

お年寄りや障害をお持ちの方などが利用しやすい建築物は、
誰もが利用しやすい建築物です。

ハートのある ビルをつくらう

バリアフリー法（建築物関係）に関する お問い合わせ先について



■ 税特例、補助について

国土交通省 住宅局 建築指導課

03-5253-8111

■ 融資制度について

日本政策金融公庫 事業ローンコールセンター

0120-154-505

日本政策金融公庫の国民生活事業・生活衛生貸付を利用して、店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資について、特別の融資を受けることができます。（利用対象者：生活衛生関係営業を営む会社・個人）

■ バリアフリー法に基づく規制・認定等の問い合わせ先

建築確認を行う行政庁（都道府県、市町村、特別区）にお問い合わせください。



バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

国土交通省

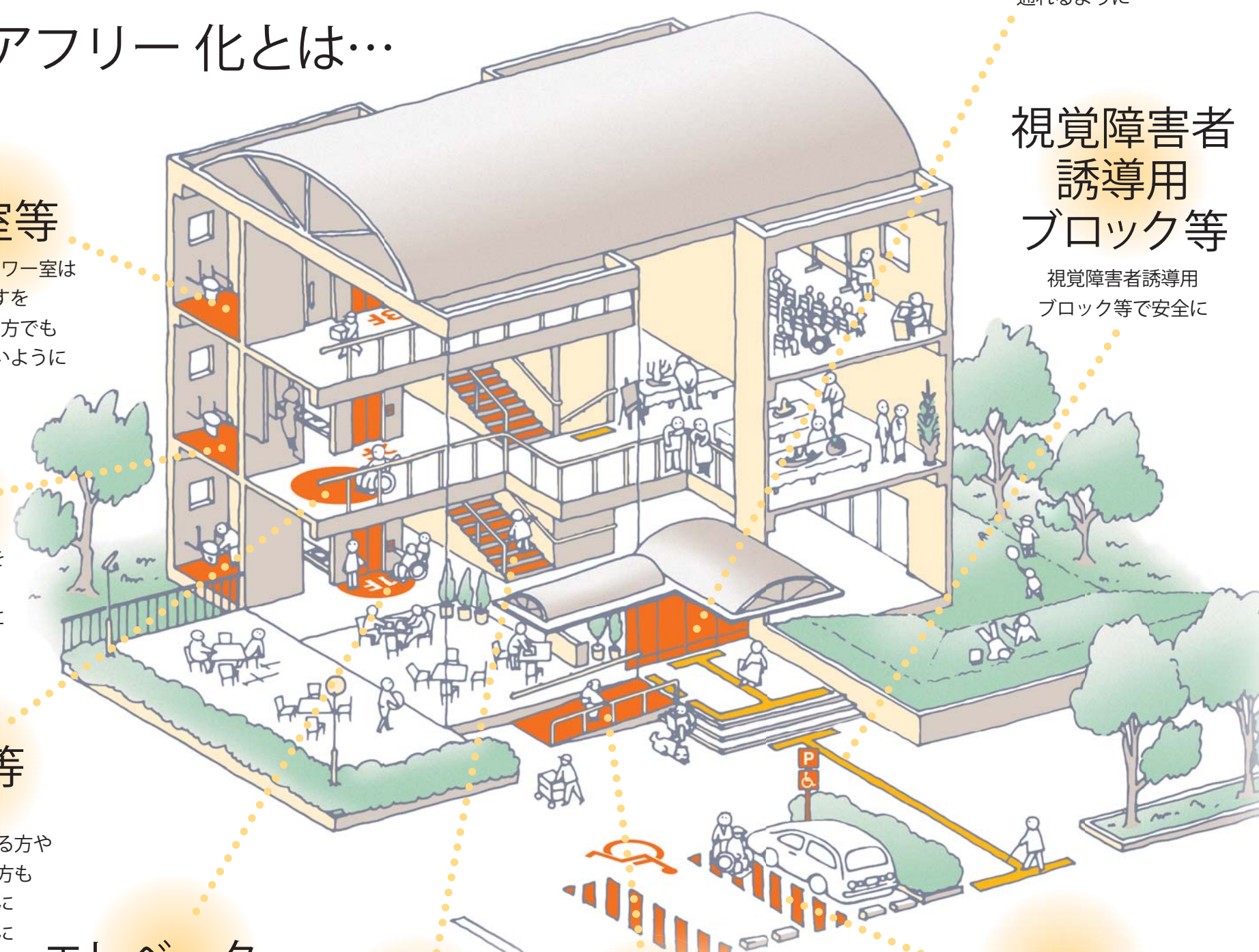
※ このパンフレットは、平成18年12月20日施行のバリアフリー法に対応しています。

※ このパンフレットは、再生紙を使用しています。（2011.11）

ハートのあるビルをつくらう

劇場や銀行、ホテル、デパートなど、誰もが利用する建築物、老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物は、社会全体の財産です。お年寄りや障害をお持ちの方も、子どもや妊娠中の方も、皆が利用しやすい建築物にしていきましょう。

バリアフリー化とは…



出入口

玄関や部屋のドアは車いすを使用する方でも通れるように

視覚障害者誘導用ブロック等

視覚障害者誘導用ブロック等で安全に

浴室等

浴室やシャワー室は車いすを使用する方でも使いやすいように

トイレ

トイレは車いすを使用する方でも使いやすいように

廊下等

廊下は車いすを使用する方や目の不自由な方も安心して楽に通れるように

エレベーター

エレベーターは車いすを使用する方や目の不自由な方も利用しやすく

階段

階段は手すりをつけて緩やかに

アプローチ

出入口までは段差がないかスロープに

駐車場

駐車スペースは車いすを使用する方でも楽に利用できるように

バリアフリー法の仕組み

特別特定建築物の建築主等の義務など

誰もが日常利用する建築物や老人ホームなどをつくらうとする際には、バリアフリー化しなければなりません。また、これら既存建築物に対しても、バリアフリー化するよう努めなければなりません。

特定建築物の建築主等の努力義務

多くの方々が利用する建築物をつくらうとする際には、バリアフリー化するよう努めなければなりません。

次の基準に合うことが必要又は求められています。

次の基準に合うことが求められています。

建築物移動等円滑化基準【最低限のレベル】

- ・車いす使用者と人がすれ違える廊下の幅の確保
- ・車いす使用者用のトイレがひとつはある
- ・目の不自由な方も利用しやすいエレベーターがある

地方公共団体の条例

条例による建築物特定施設の基準の建築付加が可能です。

建築物移動等円滑化誘導基準【望ましいレベル】

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保
- ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある
- ・共用の浴室等も車いす使用者が利用できる

計画の認定

建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の建築主等は所管行政庁の認定を受けることができます。その際、様々な支援措置を受けることができます。

認定のメリット

- 表示制度
- 容積率の特例
- 税制上の特例措置
- 補助制度

建築物移動等円滑化基準、 建築物移動等円滑化誘導基準とは？

それぞれの説明中、
左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準です。

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 1/12 以下
(屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方々の不自由な方々のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方々の不自由な方々の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方々の足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則 2% 以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1つ以上 原則 2% 以上



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。

13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。
(建築物移動等円滑化誘導基準)

バリアフリー法の対象となる建築物

対象用途 <small>(以下の用途はすべての新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替えで努力義務の対象)</small>	義務付け対象
<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別支援学校 2. 病院又は診療所 3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 4. 集会場又は公会堂 5. 展示場 6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 7. ホテル又は旅館 8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの <small>(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)</small> 10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの 11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、 水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、 若しくはボーリング場又は遊技場 12. 博物館、美術館又は図書館 13. 公衆浴場 14. 飲食店 15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗 16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 17. 自動車の停留又は駐車のための施設 <small>(一般公共の用に供されるものに限る。)</small> 18. 公衆便所 19. 公共用歩廊 	<p>2,000m² 以上 の新築、増築、改築、 用途変更義務付け (18. 公衆便所は 50m² 以上)</p> <div data-bbox="982 835 1329 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地方公共団体の 条例</p> <p>条例による面積の 引き下げが可能です。</p> </div> <p>※既存建築物についても、 努力義務の対象</p>
<ol style="list-style-type: none"> 20. 学校（1の用途を除く。） 21. 卸売市場 22. 事務所（8の用途を除く。） 23. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 24. 保育所等（9の用途を除く。） 25. 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（11の用途を除く。） 26. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの 27. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類するもの 28. 工場 29. 自動車の停留又は駐車のための施設（17の用途を除く。） 	<div data-bbox="982 1541 1329 1827" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地方公共団体の 条例</p> <p>条例による義務付け対象 への追加が可能です。</p> </div>

(1～19：特別特定建築物、20～29：特定建築物)

認定を受けるとこんなメリットがあります。

表示制度

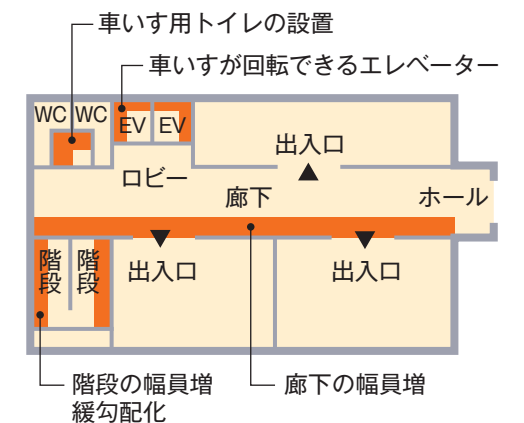
建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利となります。法律では認定特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようにしています。なお、表示の際にお年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用です。



シンボルマーク

容積率の特例

お年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすくなるためには、トイレや廊下などの面積が増えることもあります。法律では延べ面積の1/10を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることができます。また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積についても不算入とすることが可能です。



税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物（床面積の合計が2,000m²以上50,000m²未満のものであって昇降機を設けたものに限られます。）については所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）を可能としています。（租税特別措置法第14条の2、第47条の2）



補助制度

【バリアフリー環境整備促進事業】
美術館、文化ホールなどの公益的な施設を含む建築物については、その施設に至る廊下、階段、エレベーター等の移動システムや、これらに付随するトイレ等の整備費の一部を補助します。

